

けんぽニュース



1. 被扶養者の現況調査の実施について

当健康保険組合では健康保険法施行規則に基づき、既に認定されている被扶養者について資格の確認調査(検認)を毎年実施しています。今年も9月中旬以降に「被扶養者確認調書」を各事業所様に送付させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、今回の調査につきましては、ご家族の年収について各種証明が必要です。外出控えが続く昨今の状況において、できる限り簡素化した方法にて実施いたします。事業主様、ご担当者の皆様には大変お手数でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。(健保への提出期限10月15日(金)必着)

2. 【夫婦共同扶養(共働き)】の場合における被扶養者の認定について

令和3年8月より、被扶養者とすべき子供の人数にかかわらず、夫婦共同扶養における「年間収入」は「過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだ額」とします。

また、配偶者が当組合の被扶養者でない場合の新生児の届出には、異動届に「**子(新生児)の被扶養者申請に伴う状況の確認について**」(ホームページに掲載)の添付が必要となりました。(必要に応じて別途提出書類をお願いする場合があります。) ご協力のほどお願いいたします。

3. 「けんぽだより秋号」を10月中旬に各事業所様に送付いたしますので、被保険者の皆様に配布いただきますようお願いいたします。

4. インフルエンザ補助金を今年度も実施いたします。詳しくは同封の「インフルエンザ予防接種補助金について」をご覧ください。

5. 先日送付いたしました「家庭常備薬等の斡旋」の申し込みの締め切りは、10月8日(金)健保必着です。締め切り後の受付はできませんので送付忘れなどくれぐれもご注意ください。

6. 引き続き「健診結果」のご提出をお願いいたします。

当健保の健診事業を利用されず、事業所様で実施されておられる「40歳以上の従業員の方」の事業主検診の健診結果をご提出ください。ご提出の際はお手数ですが当組合のホームページに掲載しております「特定健診質問票」を添付してください。

※健保の実施する「生活習慣病健診」や「一日人間ドック」をご利用の際は送付の必要はありません。

上記以外にも、わからないことがあればお問い合わせ下さい。(ホームページもご利用下さい。)